

令和4年第12回野洲市農業委員会
総会議事録

令和4年12月12日開催

野洲市農業委員会事務局

令和4年第12回野洲市農業委員会総会議事録

令和4年12月12日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和4年第12回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- 1 番 清水 稔
- 3 番 坂口 茂
- 4 番 辻川 清太郎
- 5 番 島村 平治
- 6 番 北脇 広美
- 7 番 苗村 善明
- 8 番 辻 清子
- 9 番 東郷 恵子
- 10 番 石塚 健一
- 12 番 有馬 和夫
- 13 番 安田 健一
- 14 番 市木 和雄
- 15 番 飯田 百合子
- 16 番 白井 嘉嗣
- 17 番 前田 美幸枝
- 18 番 杉江 保彦
- 19 番 岩井 正男
- 22 番 藤岡 いづみ
- 23 番 田中 靖志
- 24 番 小森 正人
- 25 番 井狩 憲一

2. 欠席委員は、下記のとおり。

- 2 番 小森 貴夫、11 番 森 恒仁、20 番 吉川 久和、21 番 青木 徹、
- 26 番 武浪 勘治

会議に参加したる職員

- | | | |
|-------|--------|-------|
| 農業委員会 | 事務局長 | 川尻 康治 |
| | 主 幹 | 竹中 宏 |
| | 主 任 | 保智 翔太 |
| | 会計年度職員 | 新庄 敏雅 |
| 農林水産課 | 主 任 | 中川 大貴 |

議 長 開会挨拶

議 長 みなさま、おはようございます。

武浪会長が欠席ですので、代わりまして前田が議長を務めさせていただきます。

総会に入ります前に、本日は総会終了後、農政部会、活動記録簿の確認会を行いますので、総会議事が短時間で執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまの出席委員は21名であります。

欠席は、2番 小森委員、11番 森委員、20番 吉川委員、21番 青木委員、26番 武浪会長です。

よって、出席者が過半数を超えておりますので、本総会が成立いたしました。

ただいまから、令和4年第12回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

第8番 辻委員、第10番 石塚委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議第38号から議第39号を上程します。

議第38号 農地法第5条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の2ページから3ページをご覧ください。

「議第38号農地法第5条第1項の規定による申請について」をご説明いたします。

案件は4件です。

1件目は、吉川●●●●番、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積155㎡について、譲渡人 ●●●●氏から譲受人●●●●氏へ宅地拡張のために、転用申請があったものです。

申請地につきましては、譲受人の先代が住宅を建設した当時から、宅地として利用されてきました。

この度、譲渡人に相続が発生し、相続する際に土地の調査を行うなかで、今回の申請地が譲受人の所有になっていないことが判明しました。

このことから、現在の利用状況に合わせるために、贈与による転用申請があったものです。

なお、既に現況が宅地となっていることから、顛末書が提出されております。

位置図は議案書9ページをご覧ください。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分においては、市街地の区域内にある農地であることから、第3種農地であります。その他の項目についても記載のとおりです。

2件目は、安治●●●●番、登記地目、現況地目共に畑、面積397㎡について、譲渡人●●●●氏から譲受人●●●●氏へ農業用倉庫建設のために転用申請があったものです。

転用理由につきましては、譲受人の農業経営規模の拡大により農業機械の大型化も必要となっており、既存の農業用倉庫が手狭であるため、隣接する土地に、新たな農業用倉庫を建設するものです。

また、農業倉庫は2棟を建設され、建物からの排水は雨水枡で集水し前面道路の側溝へ放流されます。

位置図は議案書10ページをご覧ください。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分においては、農業振興地域内にある農用地区域内の農地のため、原則として転用できませんが、農業に資する施設の建設を目的として農林水産課に対し、軽微変更申請が行われており、現在、オレンジとして農業用施設用地への変更が完了しております。その他の項目についても記載のとおりです。

3件目は、吉川●●●●番、登記地目、現況地目共に畑、面積1,083㎡について、譲渡人●●●●氏から譲受人●●●●氏へ工事現場の資材置場として転用申請があったものです。

申請地につきましては、本年6月の総会に同内容での申請があり、許可されていますが、当初予定していた工事期間が延長となりますので、再度転用申請があったものです。

位置図は議案書11ページをご覧ください。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分において、農業振興地域内にある農用地区域内の農地のため原則転用できませんが、一時転用であるため、農地への復元を条件として、農林水産課の同意も得ております。その他の項目についても記載のとおりです。

4件目は、3ページとなります。

三上●●●●番、●●●●番、●●●●番、●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積合計1,733㎡について、譲渡人●●●●氏他2名から譲受人●●●●氏へ露天駐車場として転用申請があったものです。

現在、譲受人の会社では、社員及び来客者の駐車場を、隣接する他社駐車場を貸借されている状況であることから、以前から自社所有地の駐車場を探しておられました。

土地の選定につきましては、隣接地においては取得が見込める土地がなかったことから、市道を挟んだ申請地が候補地として選定されました。

申請地につきましては、市道を挟んで、一団のまとまりのある農地として認められることから、第1種農地と判断できますが、第1種農地の不許可の例外として、既存施設の1/2以内の拡張が認められる条文があります。

今回の申請は、譲受人が事業を行うにあたり必要な施設と認められること、市道を挟みますが事業所に近接していることから既存施設との一体利用が可能であることを考慮し、1/2以内の拡張を条件に転用申請を受け付けたものです。

位置図は、12ページです。

当該土地の整備に当たっては、擁壁及びコンクリートブロックを設置して盛土され、隣接農地への土砂の流出を防がれます。雨水は、可変側溝で集水して隣接する水路へ放流される計画となっています。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分においては、第1種農地ではありますが、先ほど申し上げましたとおり、第1種農地の不許可の例外として認められることから転用申請を受け付けています。その他の項目についても記載のとおりです。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いいたします。

1件目と3件目につきましては、吉川委員が欠席ですので、事務局から説明願います。

事務局 吉川委員に代わり説明します。

申請地におきましては、吉川さんが従前より住宅用地として利用されていましたが、相続手続きの過程で●●●●さんの所有地と判明したため、双方同意により申請されたものです。

3件目は、6月に一時転用により許可を受けられたものですが、工事が大きく遅れてはおりませんが、埋め戻すための時間を要することから、今回、申請されたものです。

議 長 続きまして、2件目につきましては、小森委員が欠席ですので、事務局から説明願います。

事務局 小森委員に代わり説明します。
中谷さんの農業用倉庫が手狭なため、農業経営規模の拡大に必要なことから申請されたものです。

議長 続きまして、4件目、市木委員お願いします。

委員 ●●●●が従業員の駐車場として申請されたものです。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑がございませんか。

委員 4件目で、例外として、2分の1以内の拡張とありますが、工場の敷地面積は何㎡ですか。

事務局 3,701㎡の既存施設です。

議長 他にご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これもちまして質疑を終結いたします。
これより議第38号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第38号について賛成の方の挙手をお願いします。
(挙手全員)
挙手全員でございます。
よって議第38号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第39号農用地利用集積計画についてを議題とします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、所有権移転の方につきましては、ご退席を、貸借関係の方につきましては、意見及び挙手をされないようにすることで進めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書4ページをご覧ください。

「議題39号農用地利用集積計画について」をご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上記の議案を提出するものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設

定の明細書をご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計92件、183筆、367,375㎡です。

所有権が移転されたのは、合計1件、1筆、2,991㎡です。

これらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。

なお、所有権移転につきましては、農林水産課の担当よりご説明させていただきます。

農林水産 事務局から説明がありました所有権移転について、説明させていただきます。

課 案件は1件です。所有権移転を受ける者は、野洲市堤●●●●番地、●●●●、所有権を移転する者は、野洲市比留田●●●●番地、●●●●氏です。

所有権を移転する土地は、比留田●●●●番、現況地目 田、面積 2,991㎡、

所有権を移転する日は、令和4年12月26日です。売買金額は、●●●●万円です。

所有権を受ける者が備えるべき要件は、記載のとおり全て満たしております。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑がございませんか。

ご質疑がないようですので、これもちまして質疑を終結いたします。

これより議第39号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第39号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

よって議第39号は、議案どおりと決定いたしました。

以上で、本日の議事案件は全て終了いたしました。

続きまして、日程第4、報告案件に入ります。

報告第17号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告します。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局長 議案書の5ページをご覧ください。

「報告第17号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」をご説明いたします。

案件は1件です。

野洲●●●●番、登記地目 田、現況地目 介在田、土地面積1,826㎡。

届出人は●●●●で、分譲宅地へ転用するため届出があったものです。

位置図は議案書13ページになります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これもちまして質疑を終結いたします。

続きまして、報告第18号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告します。

事務局の報告を求めます。

事務局長 議案書6ページから7ページをご覧ください。

「報告第18号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」をご説明いたします。

案件は4件です。

1件目です。

野洲●●●●番、●●●●番、●●●●番、登記地目、現況地目共に畑、面積計729㎡。譲渡人は●●●●氏他2名で、譲受人●●●●氏へ露天資材置場に一時転用するため届出があったものです。

位置図は議案書14ページになります。

2件目です。

野洲●●●●番、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積833㎡のうち147.23㎡、野洲●●●●番、登記地目、現況地目共に畑、面積218㎡のうち69.15㎡。

譲渡人●●●●氏、●●●●氏で、譲受人 ●●●●氏へ、工事用地に転用するため届出があったものです。

位置図は議案書15ページになります。

3件目です。

吉地●●●●番、●●●●番、●●●●番、登記地目 畑および雑種地、現況地目 畑、面積405㎡。

譲渡人は●●●●氏で、譲受人 ●●●●氏へ、宅地に転用するために届出があったものです。

位置図は議案書16ページになります。

4件目です。

西河原●●●●番、登記地目 一般山林、現況地目 畑、面積186㎡。

譲渡人は●●●●氏で、譲受人 ●●●●氏へ、住宅に転用するために届出があったものです。

位置図は議案書17ページになります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これもちまして質疑を終結いたします。

続きまして、報告第19号農地利用配分計画について報告します。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 「報告第19号農用地利用配分計画について」をご説明いたします。
内容は、先だって議案書と共に郵送いたしました利用配分計画の明細書をご覧下さい。
権利を設定されるのは、合計24件、48筆、96,335㎡です。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

委員 NO24の土地についてお教えてください。

農林水産課 NO24の●●●●は、貿易業をされておりますが、畑で農作物を栽培する新規事業を行いたいと農地中間管理機構にて農地を探されておられたものです。

委員 野洲市の借り受け名簿の中に無かったが、それでも耕作ができるのか。
吉川の借受人が無かったということですか。

農林水産課 手持ち資料が無いので、お答えは後ほどいたします。

議長 他にご質疑が無いようですので、これもちまして、質疑を終結いたします。
これもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。
以上もちまして、令和4年第12回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10時06分